

**注意**

## 生活保護受給者の方へ 生活福祉課への申告について



生活保護



生活保護を受給中の方は、収入や生計の状況に変動があった際など、すみやかに「生活福祉課」に届け出る必要があります。

(生活保護法第61条)

### 注意点① お金の貸し借りについて

親族を含め他人からのお金を借りた場合は収入になります。  
借りた人に借りたお金を返済し、保護費も返還しなければなりません。  
二重に返済することとなりますので、他人からお金を借りないようにしてください。



### 注意点② 給与収入について



未成年のアルバイト収入や賞与も含め、仕事をして得た収入は少額でも申告の必要があります。給与収入は一定の金額の控除があり、年金や手当の収入と違い、全額収入認定を行いません。

届出を怠り、後で給与収入があることが判明すると、本来受けられるべき控除が受けられなくなりますので、必ず届け出てください。

### 注意点③ その他申告が必要な収入について

- |                |               |
|----------------|---------------|
| (例) ■年金、手当、仕送り | ■動産・不動産の売却金   |
| ■入院の保険金        | ■交通事故の慰謝料・保険金 |
| ■相続金           | ■電柱借地料        |

※不明な場合は、担当ケースワーカーに相談してください。

生活福祉課では、毎年、通帳と課税調査を行っていますので、後で収入があったことが判明することがないよう気を付けてください。

(悪質な場合は告訴  
することもあります。)

